

1. 組織名

日本土地家屋調査士会連合会

2. 提出意見

該当する分野

越境サービス貿易分野

意見

T P P 協定交渉に当たり、越境サービス貿易分野において、他国間協議の結果、他国からの資格・免許の相互認証が求められる可能性があります。

ところで、我が国の不動産の表示に関する登記制度は、国際的な基準を持たない制度として独自の活用をされてきましたが、国民の権利の明確化に寄与するという目的においては、登記制度でなくても明確化は可能であるという諸外国の主張も予測できます。

また、登記制度の改廃論にまで議論が及ぶとすれば、それに携わる資格者や国民にとって大きな論点になるとともに不動産流通の場面においても多大な影響を与える事となります。

不動産の表示に関する登記制度の成果は、不動産に関する公示制度に直結しているものでありますが、前述のとおり、不動産の表示に関する登記制度について、国際基準を持たない制度であるという事は、T P P 参加国に不動産に関する公示制度が存在しない、もしくは少数とするならば、基本的に多国間交渉にはなじまないと言えます。

しかしながら、諸外国に日本の表示登記制度を創設できるよう働きかけを行うことについては積極的に考えますので、今後のヒアリングあるいは交渉の場に専門家組織の代表の参加をお願いするところです。